

平成25年度第2回教育委員会定例会 会議録

- ◇ **開催年月日** 平成25年5月28日(火) 13時開会
14時5分閉会

- ◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席委員**

委員長	窪 菌 修	委員	津 曲 貞利
委員	高 島 まり子	委員	桃 木 野 聡
教育長	石 踊 政昭		

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	秋 野 博 臣	教育部長	大 脇 友 治
管理部参事(図書館長)	岩 切 尚 子	管理部参事(総務課長)	福 田 健 勇
施設課長	岩 切 正 己	市民スポーツ課長	林 康 裕
文化課長	千 堂 和 弘	美術館副館長	山 西 健 夫
学務課長	藤 田 芳 昭	学校教育課長	白 濱 富 男
保健体育課長	向 井 雄 志	青少年課長	岩 戸 均
生涯学習課長	寺 菌 裕 之	少年自然の家所長	藤 山 洋 一
中央学校給食センター所長	内 田 雄 二 郎		

◇ **書記**

総務課主幹	豊 廣 正 志	総務課主査	山 本 直 英
-------	---------	-------	---------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 1 1 号議案 代決処分の承認を求める件
〔県費負担教職員の懲戒に係る内申について〕
 - 定第 1 2 号議案 旧島津氏玉里邸庭園条例制定に係る議案についての意見に関する
件
 - 定第 1 3 号議案 鹿児島市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命の件
 - 定第 1 4 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市障害児就学指導委員会委員の委嘱について〕
 - 定第 1 5 号議案 鹿児島市社会教育委員の委嘱又は任命の件
 - 定第 1 6 号議案 鹿児島市公民館運営審議会委員の委嘱の件
- 6 協議事項
 - (1) 鹿児島市スポーツ推進審議会への諮問事項（案）について
- 7 報告事項
 - (1) 体罰に係る実態調査結果について
 - (2) 教育委員会関係の主な行事について
- 8 その他
- 9 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

委員長 ただいまから、平成25年度第2回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

委員長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

委員長 本日の議事日程は、お手元に配布されているとおりです。本日の会議録署名委員として、津曲委員と桃木野委員を指名します。

委員 はい。

4 会議の公開等について

委員長 次に会議の非公開についてですが、本日の議案6件は、人事・人選に関する案件及び市議会提出前の意思形成過程の案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとし、定第11号議案については、関係部課長のみの出席としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第11号議案 代決処分の承認を求める件

〔県費負担教職員の懲戒に係る内申について〕

承認

【本議案は非公開】

~~~~~

定第12号議案 旧島津氏玉里邸庭園条例制定に係る議案についての意見に関する件

同意

【本議案は非公開】

~~~~~

定第13号議案 鹿児島市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第14号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市障害児就学指導委員会委員の委嘱について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第15号議案 鹿児島市社会教育委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第16号議案 鹿児島市公民館運営審議会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

6 協議事項

(1) 鹿児島市スポーツ推進審議会への諮問事項（案）について

委員長 次に、協議事項(1)について、市民スポーツ課長、説明をお願いします。

市民スポーツ課長 協議事項関係資料①をご覧ください。鹿児島市スポーツ推進審議会へ諮問する事項についてでございます。1の諮問事項でございますが、市スポーツ推進計画に基づいた地域スポーツの推進についてでございます。2の審議期間でございますが、平成25年度から26年度でございます。3の理由でございますが、本年2月に、今後10年間の本市スポーツ推進の方針を定めた鹿児島市スポーツ推進計画を策定いたしました。その計画の中で、大きな柱でございます地域スポーツの推進のあり方について、同審議会に意見を求めようとするものでございます。なお、今回は次の2ページをお願いいたします。審議会毎にテーマを設定し、ご協議をいただく予定にしております。3ページは、平成7年度からの諮問事項の一覧でございます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

委員長 ただ今の説明について、何かございませんか。

委員 もうすぐ国体が近いですが、ある程度にらんでいるのですか。

市民スポーツ課長 地域スポーツの推進の中には、運動好きな子どもを地域で育てるといふ事業もありまして、今の小学校5、6年生が、国体の時の高校の中心になるということもございます。今のうちからそういう方策も取っていくということも予定しております。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 無いようですので、協議事項(1)については、「市スポーツ推進計画に基づいた地域スポーツの推進について」に、決定いたします。

6 報告事項

(1) 体罰に係る実態調査結果について

委員長 次に、報告事項(1)について、学務課長、説明をお願いします。

学務課長 報告事項関係資料①をご覧ください。体罰に係る実態調査結果について、ご報告いたします。本調査は、文部科学省通知を受けまして、体罰の実態等を把握するために、全教職員等及び児童生徒・保護者を対象とした調査でございます。また、体罰禁止の徹底を図ることを目的としています。調査方法につきましては、アンケート形式でございました。調査対象期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間でございます。1次報告につきましては、平成24年4月1日から25年1月末現在で、事前に教育委員会が報告したものとしております。それでは、1の報告数につきまして、ご説明いたします。今回の第2次報告につきましては、小学校が5件、中学校が5件、高等学校が0件、合計10件でございました。なお、かっこ書きの数字につきましては、県全体の数字でございます。高等学校の0件につきましては、教諭の自己申告したものが報告されましたけれども、生徒への確認をしましたところ、部活動指導中の指導の一環だったことの認識をしているという確認が取れましたので、この件数の中には入っておりません。また、保護者の訴えによるもので、部活動の顧問による暴言がございましたが、調査期間外ということで、今回の調査の対象外でございました。被害児童生徒数につきましては、第2次報告では、小学校6人、中学校6人、計12人でございますが、1の報告件数と差が2件ございますのは、1人の教諭が複数の児童生徒への体罰を行ったものでございます。処分件数につきましては、第1次調査と第2次調査を合わせて全17件の内、懲戒減給6月が1件、継続調査中のものが2件ございます。なお、校長による説諭や指導等が14件となっております。また、記載はしてありませんが、体罰の発生の場面は、授業中が5件、部活動中3件等がございます。また、体罰の態様は、一番多いものが頬を平手で殴る件数が4件、その他、蹴る、腕を掴む、棒で殴るようなものがございました。体罰を受けた児童生徒の怪我の状況でございますが、口の中を切る、腕にあざが残ったものがそれぞ

れ1件、傷害が無いものが8件ございました。今後、今回の調査をきっかけに、各学校に対しまして、体罰防止の手引きや県教育委員会が4月に配布しましたハンドブック「信頼される教職員・学校を目指して」などを十分活用させ、体罰禁止に向けた取組を一層徹底するよう指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 　ただ今の報告について、何かございませんか。

委員 　意外と少ない気がしますが、どうなのでしょう。

学務課長 　今回は、学校職員の自己申告並びに保護者や第三者の通報を含めたものでございました。また、例えば、自己申告によって叩きましたという報告の中には、いつだったのか、誰だったのか覚えていないものがございました。精査した結果、この10件となりました。県教育委員会には10件を報告しております。

委員 　鹿児島県は、合計82件ですが、九州各県はどうですか。

学務課長 　多い順番に申し上げますが、大分県、555件、長崎県、506件、福岡県、284件、熊本県、212件、沖縄県、163件、宮崎県、92件です。佐賀県のデータは確認できておりません。

委員 　体罰の基準をみんなで共有していないからこういうバラツキのあることになると思います。いじめも同じだと思います。

学務課長 　文部科学省が出しました部活動指導での指針がマスコミで報道がありましたが、例えば、許されない指導としては、熱中症が予想される中で給水無しで長時間ランニングをさせるとか、長時間の無意味な正座、直立や反復行為等は体罰となっております。認められる指導としましては、例えば、バレーボールで反復してボールを投げてレシーブ練習をさせる、初心者の生徒に柔道の受け身を繰り返し練習させる、あるいは、教育上必要と判断されるものにつきましては、試合中危険な反則を繰り返す生徒を退場させて見学させることなどの指針が出ております。

委員 　アンケートを取る時に、具体的な基準をある程度説明されているのですか。

学務課長 　平成19年2月に、文部科学省が、体罰、児童生徒への懲戒を含めまして出して以降、先日報道されました、桜宮高校の事件がございまして、改めて、今年の3月に、懲戒と体罰の違いをはっきりと打ち出しました。この調査につきましては、それ以前のものでしたけれども、調査にあたりましては、体罰と懲戒について本市でも作成しております体罰の手引きに掲載されておりますものを整理いたしまして、アンケート調査と合わせて通知の中に入れ込んでおります。

委員 　具体的にどのようになっているのですか。

学務課長 　今回の調査に当たりまして、授業中、部活動を問わず、児童生徒が教師によって、有形力の体罰を受けたもの、ただし、暴言は今回に関しましては除きました。それにつきましても、学校から2、3質問がございましたが除いております。例えば、長時間正座させる、廊下に立たせるというようなもの、また、廊下に立たせて授業を受けさせないというものについては体罰といたしました。

委員長 　他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。



(2) 教育委員会関係の主な行事について

委員長 次に、報告事項(2)について、管理部長、説明をお願いします。

管理部長 議案つづりの28ページをご覧ください。報告事項(2)教育委員会関係の主な行事につきまして、ご説明いたします。まず、市郡中体連総合体育大会が、記載の日程で開催される予定でございます。市立学校生徒の活躍が期待されているところでございます。なお、秋には、10月に駅伝、それから、11月には学校ダンスが開催される予定でございます。次に、2つ目でございますが、第23回椋鳩十児童文学賞受賞交流会が、6月5日に東京で開催予定でございます。5月8日に城山観光ホテルで行われました授賞式には、高島委員にもご出席いただきましてありがとうございました。東京でこの会を開催いたしますのは、椋鳩十児童文学賞がより全国的な賞となるよう、その普及を図るために実施するものでございます。以上でございます。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

7 その他

委員長 それでは事務局の方からどうぞ。

事務局 6月の予定についてご連絡いたします。6月は、定例会と臨時会をそれぞれ1回開催する予定でございます。始めに、定例会でございますが、6月7日金曜日です。場所は、中山小学校でございます。中山小学校が、1,100人を超える大規模校であるとともに、特別支援学級など特別支援教育にも重点的に取り組んでいるということで、選定したところでございます。時間は、9時25分からスタートしまして、13時までを予定しております。主な内容でございますが、学校長による概要説明、授業の視察、保護者との意見交換を経まして、第3回の定例会を行い、最後に、児童との会食、給食を一緒を取っていただくことで考えております。続きまして、6月の臨時会でございますが、6月28日金曜日の17時から17時30分、30分間をここ教育委員会室で予定しております。教育長の任命の件を議題としまして、ご審議いただきたいと考えております。以上でございます。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

8 閉会

委員長 それでは、最後に私の方から1点、報告します。先週の金曜日に、東京の神田にある學士会館で、全国市町村教育委員会連合会の定期総会が開かれまして、そこで、文部科学省の初等中等教育局企画課西田さんから、教育委員会のあり方について説明がありました。ご存知のように、教育委員会は、昭和23年に設立されて、約60年の月日が経っております。その目的は、政治的な中立性の確保、それから、1つの方針に基づいて、義務教育は、継続性、安定性がなければならないこと、それから、地域住民の意向の反映、この3つの観点が大事ということで、約60年間続いています。桜宮高校の体罰への対応にあたって、教育委員会が、形骸化、また、本当の力を発揮していないのではないかとということで、安倍内閣が、教育再生実行会議を設置しました。この会議に安倍総理はいつも出ているらしくて、今度の改革は、本物ではないかという印象を持ちました。教育再生実行会議で大体決められたのは、議会の同意は得なければならないですが、教育長は、首長が指名するということです。話題になったのが、任命、罷免の問題について、特に、革新系の市長がいて、次に保守系の市長になった場合に、すぐ罷免をできるのかどうかとのことでした。それから、教育長がどこまで責任を持つのかということです。例えば、教育長が、他の教育委員と違うことをしようとした場合に、それを行ってよいのかどうか問題になっているようです。約60年続いた現在の教育委員会のメリット、デメリットをきちんと検証して、将来の日本の教育がより良い方向に向かうような教育委員会を作りたいとおっしゃっていました。以上、報告します。

以上をもちまして本日の定例会を終了します。

【以上】